

(あて先)

横 浜 市 長

令和 年 月 日

住 所

氏 名

連絡先

(電話番号等)

横浜国際港都建設事業二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第１期地区
土地区画整理事業の事業計画（第７回変更）に対する意見書

土地区画整理法第 55 条第 2 項に基づき、次のとおり利害関係者として意見書を提出します。

意見の区分	意 見
賛 成	
反 対	
その他	

(注) 賛成・反対・その他いずれかを○で囲み、意見を記入してください。

口頭意見陳述について（どちらかに○をしてください。）

土地区画整理法第 55 条第 5 項の規定により準用する行政不服審査法の規定に基づき実施する口頭による意見陳述の申し出を

行います

行いません

【注意事項】

※提出された意見書は、横浜市都市計画審議会（以下「市審議会」という。）で審査するため、意見書の写しを市審議会事務局（横浜市都市整備局企画部都市計画課）に提出しますので、ご了承ください。なお、事業計画以外に関する意見については、市審議会により審査対象外と判断される場合があります。

※意見書の審査にあたり、意見書提出者は、口頭で意見を述べる（口頭意見陳述）ができます。口頭意見陳述の実施時期・方法等については、市審議会事務局からご連絡します。また、土地区画整理法第 55 条第 2 項に基づく利害関係者であることを確認させていただく場合があるため、住所、氏名、連絡先の記載をお願いします。